

## 社会福祉法人 十日町福祉会 行動計画

職員の雇用期間の均等並びに男女共同参画の環境を整え、人材の確保・定着やモチベーションの向上など、法人の持続的成長を実現するために、次のように女性活躍推進法に関する行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年12月31日

### 2. 内容

目 標① 女性職員の管理職割合の向上を目指します。  
( 現行 43 % ⇒ 48.0 % )

- 取組内容
- R3年1月～ 管理職の人事評価における長時間労働是正・生産性向上に関する評価する。
  - R3年4月～ 管理職向けに人材育成に関する研修を行う。
  - R3年4月～ リーダーや班長職向けに適正な人事考課に関する研修を取り入れる。

目 標② 職員の継続勤続年数の向上を目指します。  
( 現行 8.6 年 ⇒ 10 年以上 )

- 取組内容
- R3年4月～ 管理者、職員向けに人材育成に関する研修を行う。
  - R3年4月～ 新しいトータル人事制度の一部導入を開始し、概ね3年以内に協議事項の完全導入を目指す。